

障がい福祉サービス事業所 職員の皆様へ

処遇改善手当の支給

2025年4月1日より1年間
毎月のベースアップ分（給与日支給）

当法人では、2025年度福祉・介護職員処遇改善加算の申請を行います。

今年度も、昨年度と同等の金額を処遇改善手当として支給します。

また、2026年3月までに処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、障がい福祉施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2025年4月1日から2026年3月31日の期間勤務された方です。

給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

処遇改善加算制度変更のため、手当を1つにまとめて支給します。

支給金額について

●処遇改善手当（調整手当2，3）

介護職員 504,000 円（月額 42,000 円）

その他職員 162,000 円（月額 13,500 円）

※参考 2024年度処遇改善等手当支給金額

1，処遇改善手当（調整手当2，3）

介護職員 300,000 円（月額 25,000 円）

その他職員 102,000 円（月額 8,500 円）

2，ベースアップ等支援手当（調整手当4，5）

介護職員 132,000 円（月額 11,000 円）

その他職員 36,000 円（月額 3,000 円）

3，処遇改善支援手当（調整手当6，7）

介護職員 72,000 円（月額 6,000 円）

その他職員 24,000 円（月額 2,000 円）

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。

経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2025年3月

社会福祉法人黒松内つくし園

理事長 大代 貴輝

障がい福祉サービス事業所 職員の皆様へ 処遇改善一時金の支給

2025年4月1日より1年間
6・12・3月の年3回に分けて支給

当法人では、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の申請を行います。
下記の金額を処遇改善一時金として支給します。今年度も2025年6月・
12月、2026年3月の3回に分けて一時金として支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2025年4月1日から2026年3月31日の期間勤務された方です。
2025年6月・12月、2026年3月の3回に分けて支給します。

支給金額について

- 1、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍10年以上の方
228,000 円（月額 19,000 円）
- 2、その他の介護職員の方（法人在籍10年未満）
114,000 円（月額 9,500 円）
- 3、その他の職員の方
54,000 円（月額 4,500 円）

※6月・12月・3月の対象月数に応じて支給金額いたします。

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2025年3月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 大代 貴輝